物品売買契約約款

20251001改定

（総 則）
第1条 買主であるスヤマビルドサービス株式会社（以下「発注者」という。）と売主である受注者（以下「受注者」という。）は、発注者と施主との契約（以下「元請契約」という。）にかかる工事（以下「工事」という。）に使用する物品（以下「物品」という。）の売買について、発注者と受注者の間で取り交わされた注文書及び注文請書によって成立した契約（以下「本契約」という。）に定めるもののほか、この物品売買契約約款（以下「約款」という。）に基づき、図面、仕様書その他の図書（これらを「設計図書」という。以下同じ。）及び発注者の定める「見積条件書」「工種別条件書」（以下「見積要項」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、おのおの対等の立場に立って誠実に契約を履行する。

（適用範囲）
第2条 本契約、設計図書及び見積要項に特別の定めのない事項は、すべてこの約款の定めるところによる。

（権利義務の譲渡）
第3条 発注者及び受注者は、相手方の書面による事前の承諾を得なければ、本契約により生ずる権利又は義務（物品又は製作中若しくは施工中の仕掛物を含む）を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供することはできない。

（損害の負担）
第4条 本契約の履行に関して発生した損害（第三者との間に生じた紛争を含む。）は、受注者の責任と負担においてその一切を処理する。ただし、その損害のうち、発注者の責に帰すべき理由により生じたものは、発注者が負担する。

（監督）
第5条 発注者は、必要があるときは、発注者の職員をして立会い、指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督させることができる。

（納入・引渡し）
第6条 受注者は、本契約に特記なき限り、本契約に指定された納入場所内の発注者が指定する置場に物品を納入するものとし、かつ発注者の定める項目を記載した納品書を提出することをもって引渡しとする。
（2）納入場所までの運搬、荷卸し、仕分けにかかる費用は本契約に特記なき限り受注者の負担とする。
（3）受注者は、発注者が必要により分納を指示したときは、これに従う。また、契約後の指示により費用が発生した場合は、発注者と受注者が協議して契約金額を変更することができる。

（品質）
第7条 納入する物品の品質、形状及び性能は契約に適合し、優良なものとし、発注者から要求があった場合、受注者は品質証明書（製品証明書又は試験成績書等）を発注者に提出する。
（2）発注者は、前項の品質証明書に偽装、捏造、改ざんがあった場合において、発注者が物品及び物品を使用した工事の改造その他必要な改善を求めたときは、受注者はこれに従い、その必要な費用は受注者が負担する。
（3）受注者が発注者の指示する期日までに前項の改善を行わないことが明らかであるときは、発注者は、受注者に代わってこれを行い、その費用を受注者に請求することができる。

(図面などの承認)
第8条 受注者は、本契約の履行に必要な規格、仕様などのうち受注者が作成するものについて発注者の承認が必要な場合は、相当の期間をもって、発注者の書面による承認を得なければならない。
（2）前項に定める承認は、一般的なものであり、それによって、受注者が目的物の製作者、施工者もしくは実施者として負うべき責任が減免されるものではない。

（検査）
第9条 発注者は、物品の引渡しを受けたときは遅滞なく検査を行う。
（2）第1項の検査を行う場合において、必要があるときは、発注者はその理由を通知して、発注者が自ら又は第三者に委託して破壊若しくは分解又は試験により検査を行うことができる。
（3）発注者の指示がある場合、受注者は、あらかじめ指定された日時及び場所において、第1項の検査に立ち会わなければならない。
（4）受注者は、前項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
（5）発注者は、必要があるときは、第1項の検査のほか、納入が完了するまでにおいて、品質等の確認検査を行うことができる。この場合、第2項から第4項までの規定を準用する。
（6）第1項及び前項の検査に直接必要な費用及び検査のための変質、変形、消耗又はき損した物品に関する損失はすべて受注者の負担とする。
（7）受注者は、発注者の検査に合格しない物品について、発注者の指示により引き取る。引取りに要する費用は受注者の負担とする。
（8）前項の処置が遅れているとき、催告しても正当な理由なく行われないときは、発注者は、受注者に代わってこれを行いその費用を請求することができる。

（引換え又は手直し）
第10条 受注者は、引き渡した物品の全部又は一部が前条第1項、及び第6項の検査に合格しないときは、速やかに引換え又は手直しを行い、仕様書等に適合した物品を引き渡す。当該引渡しに要する費用は受注者の負担とする。
（2）前項の場合において、受注者が発注者により引換え又は手直しのための期限を指定されたときは、受注者は当該期限を遵守する。
（3） 受注者は、前2項の規定により引換え又は手直しが完了したときは、その物品（以下「引換品等」という。）を納入場所において発注者に納入するとともに、第6条1項に定める納品書を発注者に提出する。
（4）発注者は、前項の規定により受注者から引換品等の引渡しがあったときは、遅滞なく検査を行う。当該検査には前条の各規定を準用する。

(減価採用)
第11条 発注者は、前条第4項の検査に合格しなかった物品について、その契約不適合の程度が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認めるときは、契約金額を減額して採用することがある。
（2）前項の規定により減額する金額については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。
（3）第1項の規定により採用された物品の当該契約不適合については第13条を適用しない。

（所有権の移転、引き渡し及び危険負担）
第12条 第9条所定の発注者の検査に合格したときに検収が行われたものとし、所有権は検収をもって発注者に移転する。
（2）物品の検収前に生じた物品の損害は、発注者の責に帰すべきものを除き、受注者の負担とする。

（契約不適合責任）
第13条 受注者は、引き渡した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。ただし、発注者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。
（2）前項の場合において、発注者が物品の引渡しから1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、前項の請求をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。
（3）第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
一 履行の追完が不能であるとき。
二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
三 契約内容の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
四 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
（4）本契約においては、商法第 526 条及び民法 562 条第 1 項ただし書きは適用しない。

（納入遅延）
第14条 受注者は、納入期限内に物品を納入できないときは、直ちにその理由を明示して、発注者に納入期限の延長を申し出なければならない。
（2）前項の申し出があった場合において、その理由が受注者の責めに帰することができないものであるときは、発注者は、相当と認める日数の延長を認めることがある。

（遅延利息の徴収）
第15条 受注者の責めに帰すべき理由により納入期限までに物品を納入できない場合又は納入することができなかった事実が判明した場合（第9条の検査に不合格となり、引換品等が納入されることにより遅延した場合を含む。）において、納入期限後相当の期間内に物品を納入する見込みのあるときは、発注者は受注者から遅延違約金を徴収して納入期限を延長することができる。
（2）前項の遅延違約金の額は、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、契約金額にこの契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（以下「遅延利息の率」という。）を乗じて計算した遅延利息を徴収する。なお、物品の納入の遅延により実際に発注者に生じた損害が当該遅延違約金の額を上回るときは、発注者は、受注者に対し、当該遅延違約金額と実際に生じた損害との差額の賠償を請求できる。
（3）前項の規定にかかわらず、納入した物品の一部が第10条第4項の検査に合格したときは、第1項の遅延違約金の額は、契約金額から当該検査に合格したものの契約金額相当額を控除した金額を基礎として計算する。
（4）発注者の責めに帰すべき理由により、発注者が本契約の契約金額又は本契約の履行に関して生じた損害賠償金を指定の期間内に支払わないときは、受注者は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで遅延利息の率を乗じて計算した遅延利息を徴収する。

（変更・追加・中止等）
第16条 発注者は、必要があると認めるときは、書面をもって受注者に通知し、物品内容もしくは納入期限を変更し、又は納入を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、見積要項に従い、発注者・受注者協議して契約金額を変更する。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)
第17条 本契約締結後において、天災事変、その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は相手方と協議のうえ、契約金額、その他の契約内容を変更することができる。
（2）前項の場合において、やむを得ない事由があるときは、発注者は、何らの義務を負担することなく本契約を解除することができる。
（3）受注者は、契約金額・納入期限に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、速やかにその旨を必要な情報とともに発注者に通知しなければならない。実際に当該事象が発生した場合、発注者に対して納入期限・物品内容・契約金額の変更についての協議を申し出ることができる。
協議の申出を受けた発注者は、当該申出が根拠を欠く場合その他正当な理由がある場合を除き、誠実に協議に応ずるよう努めなければならない。

（価格）
第18条 物品の価格は、本契約の定めによる。
（2）発注者又は受注者は、納入期限までに日本国内における賃金水準又は物価水準に変動を生じ、契約金額が著しく不適当となったと認められるときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。
（3）発注者又は受注者は、予期することのできない特別の事情により、納入期限までに日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不適当となったと認められるときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。
（4）前3項の場合において、契約金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
（5）前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第2項又は第3項の請求を

行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
(6) 発注者又は受注者は、この条の規定により契約金額が変更された後についても再度、第2項又は第3項の請求をすることができる。

(売買代金の支払方法及び時期)
第19条 売買代金の支払方法及び時期は、本契約に定めるところによる。
(2) 発注者は、本契約の定めにかかわらず、やむを得ない場合には、受注者の同意を得て契約金額の支払いの時期又は支払方法を変更することができる。
(3) 前項の場合において、発注者は受注者が負担した費用又は受注者が被った損害を賠償する。

(相殺)
第20条 発注者は、受注者に対する債権を有するときは、その債権について受注者に対する支払金と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(発注者の催告による解除権)
第21条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
一 正当な理由なく、履行に着手すべき期日を過ぎても履行に着手しないとき。
二 正当な理由なく、納入期限内に納入しないとき又は納入期限後相当の期間内に納入を完了する見込みがないと発注者が認めるとき。
三 正当な理由なく、第10条第1項、第2項又は第13条第1項の引換え又は手直し等がなされないとき。
四 受注者又はその代理人若しくは使用人が本契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
五 受注者又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、発注者の監督又は検査の実施に当たり職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
六 前各号に掲げる場合のほか、受注者が、本契約に基づく義務を履行しないとき。
(2) 発注者は、前項により本契約を解除した場合であっても、検収がなされた履行部分に相当する代金の支払義務を免れない。但し、残存する部分のみでは元請契約の目的を達することができないときはこの限りではない。
(3) 発注者は、第1項により本契約を解除したことにより、受注者に損害が生じたとしても、一切の損害賠償責任を負わない。
(4) 受注者は、第1項の規定により本契約を解除された場合は、契約金額の 10 分の1に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期限までに発注者に支払わなければならない。なお、実際に発注者に生じた損害が当該違約金の額を上回るときは、発注者は、受注者に対し、当該違約金額と実際に生じた損害との差額の賠償を請求できる。

(発注者の催告によらない解除権)
第22条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。
一 第3条の規定に違反し、本契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
二 本契約で定められた物品を納入することができないことが明らかであるとき。
三 受注者が本契約の物品の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。
四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは元請契約の目的を達することができないとき。
五 本契約の物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ元請契約の目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても元請契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
七 第26条の規定によらないで、受注者から契約解除の申し出があったとき。
八 第29条の規定に違反したとき。
九 その保有する資格について、監督官庁より業務停止処分又は免許取消処分を受けたとき。
十 解散の決議(法令による解散を含む。)をしたとき。
十一 その財産について仮差押え、仮処分、差押え若しくは担保権の実行としての競売等の申立てを受け、又は租税滞納処分を受けたとき。
十二 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあった場合、又は清算手続に入ったとき。
十三 手形、小切手、でんさいの不渡り処分を一度でも受けたとき、または銀行停止処分を受けたとき。
十四 前3号の他、支払停止または支払不能の事由を生じ、又は当該事由の発生を合理的に疑うに足りる客観的事情が認められる場合。
(2) 前条2項ないし4項の規定は、前項により本契約が解除された場合に準用する。

(暴力団排除条項)
第23条 受注者及び発注者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)及び全国各自治体の暴力団排除に関する条例並びに関係するコンプライアンス規定を遵守する。
(2) 受注者及び発注者は、相手方に対し、自己又は自己の役員、実質的に経営権を有する者及び使用人が、本契約の締結時において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋・社会運動等標榜ゴロ、その他これらに準ずる者(以下、総称して「反社会的勢力」という。)に該当しないこと、及び反社会的勢力または反社会的勢力と密接な関係を有する者(以下、総称して「反社会的勢力等」という。)と次の各号に定めるいずれの関係にも該当しないことを表明し、且つ将来にわたっても該当しないことを確約する。
一 反社会的勢力等が経営又は運営している関係。
二 反社会的勢力等が経営又は運営に関与している関係。
三 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力等を利用している関係。
四 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしている関係。
五 その他反社会的勢力等との間に社会的に非難されるべき関係。
(3) 発注者及び受注者は、相手方が前2項に違反し、又は第2項に定める者が第2項の各号のいずれかにでも該当することが判明した場合は、何らの催促をせず、本契約を解除することができる。
(4) 受注者は、本契約に関連して、受注者が第三者と受注者・委託契約等(受注者・委託が数次にわたるときはその全てを含み、以下「関連契約」という。)を締結する場合において個別関連契約の当事者が反社会的勢力あるいは反社会的勢力等と第2項の各号のいずれかに該当することが判明した場合、直ちにその旨を発注者に報告し、対応を協議しなければならない。
(5) 発注者が受注者に対し、第4項の協議の結果、関連契約の当事者に対する契約解除等の措置の実行を求めたにもかかわらず、指定した期限までに当該措置がなされない場合は、発注者は、何ら催促することなく本契約を解除することができる。
(6) 発注者及び受注者は、本条により本契約を解除したことにより相手方に損害が生じたとしても、一切の損害賠償責任を負わない。
(7) 発注者及び受注者は、本条により本契約を解除したことにより自己に損害が生じた場合は、相手方に対し、当該損害賠償の請求をすることができる。

(合意解除)
第24条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、本契約を合意解除することができる。

(談合等の不正行為に係る損害賠償の予定)
第25条 本契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額の10分の2に相当する額を損害金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
一 本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第7条の2第1項又は第8条の3に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。
二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
四 本契約に関し、受注者(法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。
五 本契約に関し、受注者(法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6に規定する刑が確定したとき。
(2) 受注者は、発注者に生じた損害額が前項の規定する損害額を超える場合は、その超える額を、発注者の請求に基づき発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(受注者の契約解除権)
第26条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。
一 第16条の規定により、発注者が物品の納入を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3か月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。
二 第16条の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の2分の1以下に減少することとなるとき。
三 第22条1項9号から14号までの事由のいずれかに該当するとき。
(2) 受注者は、前項により本契約を解除したことにより、発注者に損害が生じたとしても、一切の損害賠償責任を負わない。

(専属的合意管轄)
第27条 本約款(本契約を含む。)に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要が生じたときは、静岡地方裁判所浜松支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(情報通信の技術を利用する方法)
第28条 この約款において書面により行わなければならないこととされている協議、承諾、通知、指示、請求、要求及び申出は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いることができる。当該方法は、書面の交付に準ずるものでなければならない。

(秘密の保持)
第29条 発注者及び受注者は、①相手方の顧客の個人情報、②本契約に関連して発注者が開示する営業上その他一切の情報のうち相手方に対して秘密である旨明示して開示した情報、及び③施工上の工法・技術等、その性質に鑑みて通常秘密として取り扱われるべき情報(以下、総称して「秘密情報」という。)を善良な管理者の注意義務をもって管理し、相手方の事前の書面による承諾なく第三者(各自が依頼した弁護士、税理士、公認会計士等、法律上、当然に守秘義務を負う者を除く。)に開示・漏洩してはならない(以下、本項において秘密情報を開示した者を「開示者」、受領した者を「受領者」という。)。
ただし、以下の各号に定める情報は、機密情報に含まれないものとする。
一 発注者から開示を受ける前に既に受注者が自ら保有していた情報。
二 受注者が開示を受けた時に既に公知の情報。
三 受注者が開示を受けた後に受注者の責めによらず公知となった情報。
四 正当な権限を有する第三者から受注者が秘密保持義務を負わずに入手した情報。
五 法令により開示することが義務付けられた情報。
(2) 受領者は、秘密情報を本契約に基づく義務の遂行の目的以外に使用してはならない。また、受領者は、受領した秘密情報を改ざんしてはならない。
(3) 受領者は、開示者の事前の書面による承諾なく、秘密情報の転写、複写及び複製を行ってはならない。
(4) 万一、秘密情報が漏洩したことが発覚した場合、受領者は直ちに開示者に連絡し、開示者の指示に従って対応しなければならない。
(5) 受注者は、本契約の終了時、又は開示者から返還の要求があるときは、開示者の指示に従い、速やかに秘密情報を含む物件及び資料(その複製物を含む)を開示者に返却するか、破棄又は消去しなければならない。

(リスク管理体制の構築)
第30条　受注者は、災害、事故等の不測の事態が発生した場合でも、物品等の供給が継続できるよう、必要なリスク管理体制（事業継続計画を含むが、これに限られない。）を構築するよう努めるものとする。

（約款の変更）
第31条　発注者は、書面により受注者に通知の上、受注者の同意を得ることにより、本約款を変更することができ、変更後は、発注者が別に定める場合を除き、変更後の本約款が適用されるものとする。
（2）受注者が前項の通知を受けた日から14日以内に前項の変更に対する諾否を発注者に回答しない場合、受注者は、当該変更に同意したものとみなす。

（効力の存続）
第32条　本契約が終了、解約又は解除 された場合においても、本約款第3条（権利義務の譲渡）、第4条（損害の負担）、第13条（契約不適合責任）、第20条（相殺）、第26条（専属的合意管轄）、第29条（秘密の保持）、第31条（約款の改定）の規定は、なお有効に存続する。

（補則）
第33条　本契約ならびにこの約款の疑義及びこれらに定めのない事項については、必要に応じ発注者と受注者とが協議して定める。

物品売買契約約款 №20251001